

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
3月12日
(火曜日)

目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	二
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)	二
解除予定保安林(長門市)(森林整備課)	四
道路の位置の指定(建築指導課)	四
選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の名称等	七
資金管理団体の異動事項	七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	七
雑報	七
県報の正誤(平成十八年九月二十二日山口県告示第四百九十三号ほか一件)	七

山口県告示第八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十五年三月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	療 称	所 在 地	機 関	所 在 地	廃 止 年 月 日
なりしげ循環器内科		山口市矢原一八一の三			平成二四、一、三〇
吉武医院		山陽小野田市厚狭二丁目一七番三〇号			平成二五、一、一四
武中デンタルクリニック		大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二三			平成二四、一〇、三一
石丸薬局桜木店		周南市桜木三丁目二番三四号			二、一、

山口県告示第八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年三月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	療 称	所 在 地	機 関	所 在 地	指 定 年 月 日
川元医院		宇部市大字小野八八八の二二			平成二四、一二、一九
なりしげ循環器内科		山口市矢原一八一の三			" " " " " "
吉武医院		山陽小野田市大字厚狭二七の一			平成二五、一、一五
東和・武中歯科		大島郡周防大島町大字西方一六四一の一三			平成二四、一二、一
武中デンタルクリニック		大字小松開作一四三の二三			一、一、

指定訪問看護事業者等の 名 称	主たる事務所の 所在地	訪問看護ステーション等 名 称	訪問看護ステーション等 所在地	指 定 年 月 日
有限会社エービーエー	山口市秋穂東六二五二	秋穂訪問看護ステーション	山口市秋穂東四七〇九	平成二五、一、一
医療法人緑山会	周南市大字須々万本郷二九の一	訪問看護ステーション周南高原	周南市大字須々万本郷二九の一	平成二四、一〇、

山口県告示第八十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年三月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 期	四 日	五 時	六 間	七 場	八 所
防府市	防府市	平成二五、	四、一五	午前一〇時から正午まで		防府市宮市福祉センター	
				午後一時三〇分から午後三時まで		防府市小野公民館	
				午前一〇時から午前一一時三〇分まで		防府市大字富海一二五八の一	防府とくち農業協同組合富海支所
				午後一時から午後三時三〇分まで		防府市牟礼公民館	
				午前一〇時から午前一一時三〇分まで		防府市向島公民館	
				午後一時三〇分から午後二時三〇分まで		防府市野島公民館	
				午前一〇時から正午まで		防府市華浦学習等供用会館	
				午後一時三〇分から午後三時三〇分まで		防府市右田公民館	
				午前一〇時から午前一一時三〇分まで		防府市新田学習等供用会館	
				午後一時から午後四時まで		防府市中関公民館	
				午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで		防府市大字台道三五八五	
				午後一時から午後四時まで		防府とくち農業協同組合大道支所	
				午後一時から午後四時まで		防府市公設青果物地方卸売市場	
				午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで		防府市公会堂	
				午後一時から午後四時まで			

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 期	四 日	五 時	六 間	七 場	八 所
大島郡	大島郡	平成二五、	五、一三	午前一一時から正午まで		大島郡周防大島町大字油宇八一	周防大島町自然休養村管理センター
				午後一時三〇分から午後二時三〇分まで		油宇公民館	
				午後二時から午後三時三〇分まで		周防大島町役場油田出張所	
				午後三時から午後四時三〇分まで		周防大島町役場和田出張所	
				午前九時から午前一一時三〇分まで		周防大島町役場日良居出張所	
				午後一時から午後一時三〇分まで		大島郡周防大島町大字地家室二	大島郡周防大島町大字地家室二
				午後二時から午後二時三〇分まで		佐連会館	
				午後二時から午後二時三〇分まで		大島郡周防大島町大字冲家室島	大島郡周防大島町大字冲家室島
				午前一一時から正午まで		旧冲家室小学校	
				午後二時から午後二時三〇分まで		大島郡周防大島町大字西方一九	大島郡周防大島町大字西方一九
				午後一時三〇分から午後三時三〇分まで		周防大島町商工会東和支所	
				午後一時三〇分から午後三時三〇分まで		周防大島町役場白木出張所	
				午後一時から正午まで及び午後二時から午後三時三〇分まで		周防大島町大島文化センター	
				午前一一時から正午まで		周防大島町蒲野農村環境改善センター	
				午後一時三〇分から午後三時三〇分まで		周防大島町沖浦農村環境改善センター	
				午前一一時から正午まで及び午後一時から午後四時まで		周防大島町役場橘総合支所	

- 三 所在場所における定期検査の期間
平成二十五年五月九日から同年六月二十八日まで
- 四 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山口県計量協会

平成二十五年四月二十六日から同年六月二十八日まで、山口県計量検定所において実施する。

四 平成二十五年八月一日から同月三十日まで
 指定定期検査機関の名称
 一般社団法人山口県計量協会

一 区域 柳井市
 二 検査の期日、場所等

期日	時間	場所
平成二五、七、一	午前一〇時三〇分から午前 一一時三〇分まで	柳井市柳東文化会館
"	午後一時から午後三時まで	柳井市役所大畠出張所
"	午前一〇時から午前一〇時 三〇分まで	柳井市役所伊陸出張所
"	午前一一時から正午まで	柳井市役所日積出張所
"	午後一時三〇分から午後三 時まで	柳井市役所新庄出張所
"	午前一〇時三〇分から午前 一一時三〇分まで	柳井市役所余田出張所
"	午後一時から午後二時三〇 分まで	柳井市役所伊保庄出張所
"	午後三時三〇分から午後四 時まで	柳井市役所阿月出張所
"	午前一〇時三〇分から午前 一一時三〇分まで	柳井市役所平郡出張所
"	午後一時から午後二時まで	柳井市役所平郡出張所西平郡連 絡所
"	午前一〇時三〇分から正午 まで及び午後一時から午後 三時まで	アクティブやない
"	八	柳井市役所

平成二十五年七月九日から同年九月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
 平成二十五年七月四日から同月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称
 一般社団法人山口県計量協会

一 区域 玖珂郡
 二 検査の期日、場所等

平成二五、七、一九 午後一時から午後二時三〇 和木町体育センター
 分まで
 平成二十五年七月二十二日から同年九月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
 平成二十五年八月一日から同月三十日まで

四 指定定期検査機関の名称
 一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十五年三月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 解除予定保安林の所在場所

長門市深川湯本字三谷二二の一〇一九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市港町五八二〇の一の五 部五八二三の三五八二三の六五 八二四の四及び五八二三の六地先	四・三～五・〇	一一九・六	五八七・五八
山陽小野田市大字東須恵字小野田一〇 一の一の二部	四・〇～六・〇	六二九・八	二二八九八・三〇



山口県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年三月十二日

山口県選挙管理委員会 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
突亥会	灰岡 香奈	灰岡 裕美	玖珂郡和木町和木4丁目7番8号		平成25、2、6
元気な萩市をつくる会	宮内 欣二	松本 隆	萩市大字土原536の1		〃 〃 20
さかもと哲也後援会	酒本 哲也	申崎 徹	下関市豊前町2丁目2番4号		〃 〃 4
重村法弘後援会	重村 三郎	重村 光子	長門市俵山7067		〃 〃 18
白松博之後援会	鈴木 一夫	浅野 隆造	阿武郡阿武町大字宇生賀409		〃 〃 4
豊中俊行後援会	赤坂 輝雄	鈴木 龍也	岩国市由宇町南2丁目1番16号		〃 〃 19
中村秀明後援会	末若 憲二	伊藤 千尋	阿武郡阿武町大字奈古29730の2		〃 〃 12

藤井直子後援会	吉田 貞好	吉田 達彦	山口市小郡下郷373の5		〃 〃 5
村田信二後援会	村田 信二	村田 恵	長門市仙崎314の1		〃 〃 12
としゃてつお後援会	水野 恒	水野由紀子	〃 東深川425の7		〃 〃 15

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年三月十二日

山口県選挙管理委員会 中村 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党大島支部	代表者 事務所	松本 哲男 柳井市大島1182の3	新山 芳昭 柳井市遠崎1253	平成25、2、27
自由民主党周東支部	会計責任者	藤岡 利康	中元 修治	〃 〃 13
自由民主党田万川支部	〃	井上 康	橋本 徹也	〃 〃 14
自由民主党山口県水産支部	〃	石村 弘治	仁保 宣誠	〃 〃 20
自由民主党理容支部	〃	菅原 一	松原 末行	〃 〃 22
井川成正後援会	〃	小早川 勉	藤井 勝美	〃 〃 13
石丸あずみ後援会	〃	石丸紀久栄	小山 正典	〃 〃 8
内雷まもる後援会	事務所	下松市新川2丁目5番1号	下松市大字西豊井1389の197	〃 〃 13
大田たける後援会	〃	山口市榊木町5番29号	山口市下小崎2836の22	〃 〃 21

岸信夫後援会	代表者である公職の係る公職の種類	衆議院議員	参議院議員	〃	26
	公職の種類	〃	〃	〃	〃
河内ひろふみ後援会	代表者	林 孝昭	藤谷 康紀	〃	〃
幸福実現党徳山後援会	〃	早稲田祥太郎	河井美和子	〃	〃
	会計責任者	〃	〃	〃	13
幸福実現党山口県本部	事務所	光市和田町9番10号	周南市西松原3丁目/番29号	〃	〃
	会計責任者	酒井 保	森重 弘巳	〃	25
幸福実現党山口後援会	〃	〃	河野 淑子	〃	〃
神鋼労組長府支部政治活動委員会	〃	八百谷 優	西村 徳造	〃	〃
菅原あきら後援会	〃	〃	〃	〃	〃
青山会	〃	國本 宏治	田淵 雄三	〃	〃
	事務所	防府市お茶屋町4番44号	防府市平和町16番15号	〃	21
税理士による高村正彦後援会	名称	税理士による高村正彦後援会	山口県税理士政治連盟高村正彦後援会	〃	〃
	事務所	周南市城ヶ丘2丁目/番37号	周南市新宿通7丁目/番7	〃	28
たかむら勉君を育てる会	会計責任者	國本 宏治	田淵 雄三	〃	〃
	事務所	防府市お茶屋町4番44号	防府市平和町16番15号	〃	21
田中としお後援会	会計責任者	田中美佐子	竹重美佐子	〃	25
たなか文代後援会	〃	田中 紀行	寺田 幸生	〃	19
つばた恵子後援会	〃	藤本 博司	藤本 博	〃	8
友田秀明後援会	事務所	周南市古泉2丁目/6番11号	周南市平野1丁目/番29号	〃	13

ハイオカ香奈を育てる会	名	ハイオカ香奈	ハイオカ香奈	〃	28
	公職の候補者の氏名	〃	灰岡 香奈	〃	〃
橋本尚理後援会	公職の種類	〃	衆議院議員	〃	〃
	会計責任者	辻村 亘宏	辻村 伸博	〃	8
伴よしとも後援会	代表者	中川 征彦	西角 定松	〃	13
廣戸一見後援会	会計責任者	廣戸 満治	長峯 硬	〃	〃
三菱下船支部政治活動委員会	〃	磯部 慎一	徳野 啓範	〃	20
山口県理容政治連盟	〃	菅原 一	松原 未行	〃	22

山口県選挙管理委員会告示第117号

知事選挙区正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による開田
があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年三月十一日

山口県選挙管理委員会 中 村 出 昭

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県山口市第一支部	松永 卓	開作 栄	山口市旭通り2丁目9番19号	平成25年1月31日
日本維新の会山口県第2区支部	灰岡 香奈	灰岡 裕美	玖珂郡和木町和木4丁目7番8号	〃 2、26
河村淳後援会	河村 正吉	倉重 勲	美祿市美東町長田801	平成24年12月31日
熊野庄悟を囲む会	森本 鉄之	堤 光男	光市大字岩田247	〃 11、13

清和会	布村 和男	大坪 忠徳	大島郡周防大島町大字久賀4686の1	〃 12、28
藤井直子後援会	門田 功	門田 功	周南市西松原4丁目2番29号	〃 31
松原忠志後援会	井上 嘉稔	松原 豊子	美祿市伊佐町伊佐4546	〃 20
松原忠志を励ます会	松原 忠志	〃	〃	〃
松本修二後援会	松本 修二	藤村 和夫	光市虹ヶ丘3丁目25番2号	〃
水野純次後援会	池之上 博	大田 隆二	下関市田中町6番23号	〃 4、1
森重ゆきこ後援会	森重 幸子	森重 守	周南市大字富田2681の5	〃 6、20

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (指定届出年月日)
		名	称			
灰岡 香奈	山口県議会議員	突亥会		玖珂郡和木町和木4丁目7番8号	灰岡 香奈	平成25、2、6

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
				新	旧	
高村 勉	山口県知事	青山会	事務所	防府市お茶屋町4番4号	防府市平和町16番15号	平成25、2、21

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日)
		名	称			
松原 忠志	美祿市長	松原忠志を励ます会		美祿市伊佐町伊佐4546	松原 忠志	平成25、2、15
松本 修二	光市議会議員	松本修二後援会		光市虹ヶ丘3丁目25番2号	松本 修二	〃 〃 13
森重 幸子	周南市議会議員	森重ゆきこ後援会		周南市大字富田2681の5	森重 幸子	〃 〃 〃



正 誤

平成十八年九月二十二日山口県告示第四百九十三号（公有水面の埋立ての免許の出願）

ページ	段	行	誤	正

